



上 監 査 報 第 7 号
令和 8 年 8 月 1 9 日

上尾市長 畠 山 稔 様

上尾市監査委員 米 山 睦

上尾市監査委員 小 林 淳 子

上尾市監査委員 大 内 美 幸

令和 7 年度上尾市内部統制評価報告書審査に関する意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 7 年度上尾市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおりその意見を提出する。

令和 7 年度上尾市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度上尾市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

上尾市長が作成した内部統制評価報告書について、上尾市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

3 審査の期間

令和 8 年 7 月 1 0 日から同年 8 月 7 日まで

4 審査の実施内容

令和 7 年度上尾市内部統制評価報告書について、上尾市長及び内部統制推進部局から報告を受け「上尾市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 3 1 年 3 月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和 7 年度上尾市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 備考

特段記載すべき事項はない。

7 審査の結果を踏まえた意見

本市の内部統制制度の導入は、法律上義務付けられている自治体ではないが、令和3年10月からの試行期間を経て、令和7年度に市全体の取組として本格実施されたところである。

本年度は重大な不備に該当するものはなかったものの、その該当性の判断は内部統制の有効性の評価に直結する重要な要素である。「経済的・社会的不利益が大きい場合」の目安として、回復困難な損失額や影響を受ける市民等の人数の基準を具体的に数値化したことは、恣意的な判断を防ぐ上で有効な手段であり評価できる。

一方で、運用上の不備に該当する事務処理ミスを見ると、同種のミスが複数の部署で散見される現状や、定期監査等において過去に指導した内容のミスが他部署で繰り返し発生する状況も認められる。

については、推進部局と各実施部局が引き続き密接に連携を図り、個々の部署の対策に留まらない組織の横断的な取組を強化していただきたい。あわせて、組織全体における情報共有のあり方や、職員がその内容を適切に認識できる効果的な方法の検討を重ね、実効性のある内部統制の推進に努められたい。